

公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第50条、及び本法人の活動部会通則（以下「部会通則」という。）第9条に基づき、図書館情報学教育部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関して必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、図書館情報学教育にかかる活動を通じて、部会構成員間の連絡調整を図り、もって図書館及び図書館情報学教育の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 部会は、その目的を達成するため、関係諸団体と相互に協力して、定款第4条1項各号に掲げる事業を行うことができる。

(部会の構成)

第4条 部会は、定款第6条第1項に定める会員によって構成する。

2. 部会通則第7条に基づき、他の活動部会に所属する者にあっても、図書館情報学教育に携わるものであることを理由に本法人理事長の承認を得て、部会の構成員となることができる。

(部会総会)

第5条 部会に部会総会を置く。部会総会はすべての部会構成員により組織される。

2. この規程に定めるもののほか、部会の運営に係わる重要な事項は、部会総会の議決を経なければならない。

3. 部会総会における議決権は、部会構成員1名につき1個とする。

4. 部会総会は、部会長が少なくとも毎年1回招集する。

5. 部会総会は、部会構成員の10分の1以上の出席をもって成立する。

6. 部会総会の議長は、部会総会において会員の中から選出する。

7. 部会総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

8. 部会総会は、次に定める事項を決議する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 部会長の選任

(4) その他、部会運営に係る重要な事項

9. 部会総会に出席できない部会構成員は、予め登録した本人以外の部会構成員に対し、議決権の行使を委任することができる。ただし、委任状その他代理権を証明する書類は、部会長が部会通知で指定する方法で、部会総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、定められた場所に届出ることとし、届出がない場合は、委任を受けた者は代理権を行使できない。

10. 前項の規定により議決権を行使した者は、部会総会に出席したものとみなす。

(部会役員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 幹事 8名以内

2. 前項の役員は、本法人の正会員、かつ、部会構成員でなければならない。

(部会役員を選任)

第7条 部会長は、部会長選考のための委員会によって作成された部会長候補者名簿に記載された者の中から、部会総会の決議によって選任されるものとする。

2. 部会長選考のための委員会に関して必要な事項は別に定める。
3. 幹事は、部会長が選任し、委嘱する。

(部会役員の任期)

第8条 部会役員の任期は本法人の定款第34条に準じたものとする。

2. 同一役職の役員を連続して務める際の再任は、2回までとする。
3. 部会長を務めた者が、連続して次の期に幹事となることはできない。

(部会長代行)

第9条 部会に部会長代行を置くことができる。

2. 部会長代行は、幹事の互選により選出する。

(部会長、部会長代行、幹事の任務)

第10条 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

2. 部会長代行は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、次条に定める幹事会で決定された分担に基づき部会の運営業務を執行する。

(幹事会)

第11条 部会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、部会長及び幹事によって構成する。
3. 幹事会の招集は、部会長が行う。
4. 幹事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 部会総会の日時、場所及び審議する事項の決定
 - (2) 部会に関する規程等の改廃に関する事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、部会の業務執行の決定
5. 幹事会は、年2回以上開催する。
6. 幹事会の議長は、部会長が務める。
7. 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開催することができない。

8. 幹事会に出席できない幹事は、他の幹事またはあらかじめ登録した者に議決権の行使を委任することができる。この場合、出席できない幹事は、委任状その他の代理権を証明する書類を幹事会の日時の直前の業務時間の終了時までには部会長に提出しなければならない。
9. 前項の規定により議決権を行使した場合、その幹事は出席したものとみなす。
10. 部会長が、予め提案した事項について、幹事会構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。

(部会経費)

第12条 部会の経費は、以下の経費をもってまかなう。

- (1) 本法人の部会活動配分経費
- (2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金
- (3) 部会の活動を指定した寄付金及び補助金等

(事業年度)

第13条 部会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(部会活動の報告)

第14条 部会長は、部会の活動状況を、毎年、事業年度終了後3カ月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、理事長に対して文書により報告を行わなければならない。

(その他)

第15条 この規程の改廃は、部会総会の議を経て、本法人理事会の承認により行う。

附則 この規程は、平成28年9月30日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会規程、及び図書館情報学教育部会役員選出要綱は廃止する。
3. 第8条第2項は、平成25年4月1日まで遡及して適用する。